



会員規約

名称及び所在

第1条 本ジムは、ボクシングチームゼロ（以下「本ジム」）と称し、名駅大島ジム／名古屋市中村区則武1-7-15ダイソーレジデンス2階、本郷ジム／名古屋市名東区本郷2-2-25第2かわもとビル4階の2箇所におきます。

運営

第2条 本ジムの施設の運営・管理（会員資格の得喪、ジム諸費、ジム規約の制定、改廃等の決定手続きを含みます。）はボクシングチームゼロが行います。

目的

第3条 本ジムの目的は、会員がジム内の施設を利用して心身の健康の維持・増進を図るとともに会員相互の親睦を密にし、品格あるクラブライフをエンジョイすること、さらに、アマチュアから、プロを目指す選手の育成を目的とします。

入会資格

第4条 本ジムに入会できる方は、10才以上の者で本ジムの趣旨に賛同し本規約を承認したものとします。

（1）刺青者、暴力団構成員及び本ジムが不適当と認める者は入会できません。

（2）本ジムに入会する方は、入会申込書を提出しなければなりません。また、本ジムが必要とした場合、健康証明書の提出を求めることがあります。

入会の種類

第5条 本ジムの会員はA会員、B会員、中学生会員、小学生会員、親子会員、夫婦会員の6種類とします。

利用範囲

第6条 A会員・B会員とも名駅大島ジム及び本郷ジムのどちらでも利用できます。

入会手続

第7条 本ジムに入会しようとする者は、所定の申込み手続きを行い、本ジムの承認を得ることとします。なお、未成年の者が入会しようとする時は、本人と保護者の連名にて申込み手続きをとらなければなりません。この場合、保護者は自ら会員となつた場合と同様に本規約にもとづく責任を本人と連帯して負担し、本規約第16条に定める危険負担と本ジムの免責につき同意をお願いいたします。

入会金

第8条 会員は本ジムの定める入会金を所定の方法で本ジムに支払わなければなりません。なお、入会金の有効期間は退会時までとし、いかなる場合もこれを返還いたしません。

除名

第9条 本ジムは会員が次の項目のいずれかに該当すると認めた場合は、会員たる資格の一時停止、または除名することができます

- （1）本ジムの定める諸費用につき、1年以上滞納し請求があつても完済しないとき。（除名以前の諸費用は全て納入していただきます。）
- （2）ジムの施設及び設備を故意に破損したとき。
- （3）本規約、その他本ジムの定める規則に違反したとき。
- （4）本ジムの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- （5）その他会員としての品位を損なうと認められる非行があつたとき。

会員資格の喪失

第10条 会員は退会、除名、死亡および失踪宣告をうけた時、その資格を失います。

会員資格の譲渡禁止

第11条 会員はその会員たる資格を他に譲渡することはできません。

会費等の支払い

第12条 会員は本ジムの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期間及び支払い方法等は本ジムが定めるものとします。但し、一旦納入した会費等は理由のいかんに問わず返還いたしません。（月会費は、会員が本ジムの会員資格を有する限り、現実にジム内の施設を利用されない場合も支払い義務を有します。）

（1）口座引落の方は、入会時に口座の登録をしていただきますので、口座番号のわかるものと、銀行印をお持ちください。

（2）クレジット決済の方は、ホームページより手続きいただきます。支払い毎にカードシステム使用料 200 円がかかります。（会員様のご負担となります）

退会

第13条 会員は当該月の20日までに本ジムに所定の退会届を提出することにより退会することができます。尚、20日までに退会届が提出されない限り、利用の有無に拘らず翌月の会費はご請求させていただきます。

休業

第14条 本ジムは、原則として諸施設の補修、会場整備、設備の設置その他やむをえない事由が発生した場合、休業することがあります。尚、休業に関してのお知らせは掲示にてさせていただきます。

施設の廃止・利用制限

第15条 （1）本ジムは次の事由により本ジムの施設の一部または全部を一時的に閉鎖することができます。なお、この場合、会員に対する補償はいたしません。

イ、気象、災害、事故等による時

ロ、施設の改造または補修の時

ハ、法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他やむをえない事由が発生した時

（2）各種大会及び特別行事を開催する場合、施設の一部、または全部の利用が制限されます。この場合、会員に対する補償はいたしません。

会員の事故

第16条 （1）会員は自己の責任と危険負担において、本ジムの施設及び設備を利用するものとします。

（2）本ジムは、会員が本ジムの施設及び設備利用中に生じた盗難、傷害等の事故については一切責任は負いません。

変更事項

第17条 会員は住所または連絡先等入会申込記載事項に変更のあった場合は速やかにお届けください。

諸費用の改正

第18条 本ジムは、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢の変動に応じて改定することができます。

細則

第19条 本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本ジムが定めるものとします。

改正

第20条 本規約の改正及び変更是本ジムの定めるところによるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとします。

附則

第21条 本規約は本ジムの営業開始日（1994年11月10日）より施行いたします。